

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大 作

京都市規則第106号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表総合企画局の款から理財局の款までを次のように改める。

環境政策局	地球温暖化 対策室		
	環境企画部	環境総務課	庶務係長 労務係長 計理係長
		業務監理課	
		環境管理課	環境企画係長 交通環境対策係長 環境評価係長 環境管理係長
		環境指導課	環境調査係長 環境規制係長 環境 安全係長
	循環型社会 推進部	循環企画課	調査係長 廃棄物企画係長 減量企 画係長 事業系廃棄物減量推進係長 事業系廃棄物減量指導係長
		まち美化推 進課	調査係長 管理係長 業務推進係長 減量活動支援係長 美化活動支援 係長
		廃棄物指導 課	規制係長 指導係長
	適正処理施 設部	施設管理課	管理係長
		施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長
施設建設課			
行財政局	総務部	総務課	庶務係長 企画調査係長 議事係長

		庁舎管理係長
	法 制 課	法規係長 訟務係長
	輸 送 課	管理係長 乗用車係長 配車係長 専用車係長
	総務事務セ ンター準備 課	
人 事 部	人 事 課	組織定数係長 人事係長 企画係長
	給 与 課	労政係長 給与係長 公務災害係長
	厚 生 課	福利係長 保健係長 共済係長 安 全衛生係長
人材活性化 推進室		活性化係長 市民応対向上係長 企 画係長 研修係長
コンプライ アンス推進 室		服務監察係長 業務監察係長
財 政 部	財 政 課	企画調査係長 資金係長 予算第一 係長 予算第二係長 改革調整係長 行政経営係長
	財産活用促 進課	管理係長 審査係長 運用係長 測 量係長
	契 約 課	検収係長 物品契約係長 工事契約 係長
税 務 部	税 制 課	管理係長 税制係長 税務推進係長

		法人税務課	法人市民税係長 特別徴収係長 事業所税係長
		資産税課	資産税係長 家屋係長 土地係長
		収納対策課	収納管理係長 徴収係長 高額滞納整理係長
総合企画局	政策企画室		庶務係長 調査係長 京都創生係長 企画調査係長 企画第一係長 企画第二係長 計画調整係長
	市長公室		秘書係長 報道係長 広報係長 広聴係長 調整第一係長 調整第二係長
	市民協働政策推進室		市民協働企画係長 市民協働推進係長 大学企画係長 プロジェクト第一係長 プロジェクト第二係長
	国際化推進室		企画調査係長 交流推進係長
	情報化推進室		調査係長 情報企画係長 地域情報化支援係長 ITガバナンス推進係長 文書係長 情報公開係長 個人情報保護係長 行政情報化推進係長 システム第一係長 システム第二係長 システム第三係長 統計調査係長 国勢調査係長 解析係長

第1条第1項の表環境局の款を削り、同表文化市民局の款市民生活部の項中「管理係長」を「企画係長 事業係長」に改め、同表産業観光局の款商工部の項中「経済企画課」を「産業総務課」に、「企画調査係長 企業啓発係長 調整係長」を「調査係長」に、

産業振興課	企画係長 経営支援係長 新事業支援係長 企業誘致係長
産学連携推進課	連携企画係長 新産業創出係長

を

産業政策課	金融支援係長 調整係長 雇用創出係長
-------	--------------------

に改め、同款商工部の項の

次に次の1項を加える。

産業振興室	調査係長 経営支援係長 企業誘致係長 新産業支援企画係長 新産業支援事業係長
-------	--

第1条第1項の表都市計画局の款建築指導部の項を次のように改める。

建築指導部	建築指導課	調査係長 企画基準係長 道路第一係長 道路第二係長 道路台帳整備係長
	建築審査課	企画調査係長 確認指導係長 審査第一係長 審査第二係長 建築相談第一係長 建築相談第二係長 構造

		審査係長 設備審査係長 建設リサイクル係長
	建築安全推進課	安全企画係長 安全対策第一係長 安全対策第二係長 安全対策第三係長

第1条第1項の表建設局の款土木管理部の項中「工事係長」を「技術調整係長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 次期京都市基本計画の策定に係る調査、研究及び企画の支援に関する事務を担当させるため、次期京都市基本計画策定支援プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

第1条第5項中「総務局国際化推進室」を「行財政局コンプライアンス推進室、総合企画局国際化推進室」に改め、同条第6項中「総合企画局政策推進室」を「行財政局人材活性化推進室に企画推進課長、職員研修センター長及び職員研修センター次長、総合企画局政策企画室」に改め、「、政策調整課長」を削り、「総務局監察室に監察課長」を「同局市長公室に秘書課長、広報課長、政策調整第一課長及び政策調整第二課長、同局市民協働政策推進室に市民協働課長、大学政策課長、プロジェクト推進第一課長及びプロジェクト推進第二課長、同局情報化推進室に情報政策課長、情報管理課長、情報システム課長及び情報統計課長、産業観光局産業振興室に産業振興課長、新産業支援企画課長及び新産業支援事業課長」に改め、同条第7項及び第8項中「総合企画局地球温暖化対策室、同局プロジェクト推進室」を「環境政策局地球温暖化対策室」に改め、同条第10項中「、広報監」及び「、情報政策監」を削り、「服務監、観光政策監」を「広報監、情報政策監」に改め、同条第11項中「環境局に監理監」を「産業観光局に観光政策監」に改め、同条第12項中「局に」の右に「担当局長又は」を加え、同条第15項を削り、同条第14項中「総合企画局政策推進室に企画部長」を「総合企画局政策企画室に京都創生推進部長」に改め、同項を同条第15項とし、

同条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 担当局長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付する。

第1条第17項中「総務局総務部総務課」を「行財政局総務部総務課」に改める。

第2条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「を統括する」を「並びに服務監察及び業務監察に関する事務を統括するとともに、これらの事務に関し、他の任命権者との調整を行う」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 広報監は、上司の命を受け、特に重要な事項に係る広報に関する事務を統括する。

8 情報政策監は、上司の命を受け、高度情報化の推進に係る企画に関する事務を統括する。

第2条中第9項及び第10項を削り、第11項を第9項とし、第12項を第10項とし、第13項を第11項とし、同項の次に次の2項を加える。

12 担当局長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員又は補佐職員を指揮監督する。

13 観光政策監は、上司の命を受け、観光振興に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第2条中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項を第15項とし、同条第17項中「政策総務課長、政策調整課長、京都創生課長、政策企画課長、計画調整課長、企画課長、公共交通ネットワーク課長、計画推進課長及び交通施設計画課長」を「前条第6項に規定する課長、職員研修センター長及び職員研修センター次長」に、「及び第5条」を「第5条並びに第6条第3項及び第7項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「企画部長」を「京都創生推進部長」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項を同条第18項とし、同条第20項及び第21項を削り、同条第22項を同条第19項とし、同条第23項から第29項までを3項ずつ繰り上げる。

第3条第3項中「，情報企画担当課長」を削る。

第4条第1項中「局長」の右に「及び担当局長（観光政策監を含む。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「局長は」を「局長及び担当局長は」に改め、「局の局長」の右に「又は担当局長」を加える。

第5条中「，理事，」を「理事の担当する事務の概目を，局長及び担当局長は」に改める。

第6条第1項中「局長」の右に「又は担当局長」を加え、同条第3項本文中「（政策総務課長，政策調整課長，京都創生課長，政策企画課長，計画調整課長，監察課長，企画課長，公共交通ネットワーク課長，計画推進課長及び交通施設計画課長を含む。この項及び第7項において同じ。）」を削り、同項ただし書中「企画部長」を「京都創生推進部長」に改め、「代理し，」の右に「京都創生推進部長又は」を加え、同条第5項本文中「総務局監察室，同局国際化推進室」を「行財政局コンプライアンス推進室，総合企画局国際化推進室」に改め、「又は監察課長」を削り、同条第6項ただし書中「，情報企画担当課長」を削り、同条第7項中「又は監察課長」を削る。

第7条を次のように改める。

（環境政策局）

第7条 環境政策局の事務分掌は、次のとおりとする。

地球温暖化対策室

- (1) 地球温暖化対策に関する調査，研究，企画及び調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (3) 環境審議会(地球温暖化対策評価検討委員会に限る。)に関すること。
- (4) 地球温暖化対策推進本部に関すること。
- (5) 環境保全活動センターに関すること。

環境企画部

環境総務課

- (1) 局の庶務に関する事。
- (2) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (3) 区役所等との連絡及び調整に関する事。
- (4) 局の所属職員の労務管理に関する事。
- (5) 環境事業協会に関する事。
- (6) 局内の他の課の主管に属しない事。

業務監理課

- (1) 局の事務事業の監察に関する事。
- (2) 局の事務事業の改善に関する調査及び企画に関する事。

環境管理課

- (1) 環境の保全に関する調査、研究、企画及び調整に関する事。ただし、地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。
- (2) 環境の保全に関する意識の啓発に関する事。ただし、地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。
- (3) 環境基本計画その他の環境の保全に関する計画に関する事。ただし、地球温暖化対策室及び循環型社会推進部の所管に属するものを除く。
- (4) 事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の促進に係る施策に関する事。ただし、地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。
- (5) 環境影響評価制度に関する事。
- (6) 環境保全資金の融資に関する事。
- (7) 自動車その他輸送機関による公害の防止対策に関する事。
- (8) 環境審議会(地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。)及び環境影響評価審査会に関する事。
- (9) 環境保全推進会議に関する事。

環境指導課

- (1) 大気汚染防止法, 騒音規制法, 水質汚濁防止法, 悪臭防止法, 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律, 瀬戸内海環境保全特別措置法, 振動規制法, 湖沼水質保全特別措置法, ダイオキシン類対策特別措置法, 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律, 土壤汚染対策法, 京都府環境を守り育てる条例及び京都府建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例による事務に関する事。ただし, 衛生公害研究所の所管に属するものを除く。
- (2) 工場及び事業場の設置に係る公害防止の事前相談に関する事。
- (3) 土壤汚染及び地盤沈下に関する調査に関する事。
- (4) 有害化学物質及び未規制物質による環境汚染の防止に関する事。
- (5) 浄化槽に関する事。ただし, 都市計画局の所管に属するものを除く。
- (6) その他環境汚染等の防止に関する事。ただし, 環境管理課, 衛生公害研究所及び区役所の所管に属するものを除く。

循環型社会推進部

循環企画課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 廃棄物の処理等に関する調査, 研究, 企画及び調整に関する事。ただし, 適正処理施設部の所管に属するものを除く。
- (3) ごみの減量化及び再資源化の企画及び調整に関する事。
- (4) 循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発に関する事。
- (5) 廃棄物の処理等に関する計画に関する事。
- (6) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関する事。
- (7) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- (8) 廃棄物減量等推進員に関する事。

まち美化推進課

- (1) 循環型社会の形成及びまちの美化に関する意識の啓発に関すること。
- (2) 一般廃棄物の収集及び運搬並びにふん尿の処分の作業計画に関すること。
- (3) 一般廃棄物の収集及び運搬の委託に関すること。
- (4) 一般廃棄物(ふん尿を除く。)の収集及び運搬に係る受託者の指導及び監督に関すること。
- (5) ふん尿の収集及び運搬に係る受託者の指導及び監督の統轄に関すること。
- (6) 一般廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関する事務の統轄に関すること。
- (7) 浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬又は処分を業とするものに限る。)の許可、指導及び監督に関すること。
- (8) ごみの減量化及び再資源化の推進に関すること。
- (9) 京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例による事務に関すること。ただし、まち美化事務所の所管に属するものを除く。
- (10) 一般廃棄物処理手数料(本市が収集する一般廃棄物に係るものに限る。)に関する事務の企画及び調査に関すること。
- (11) 一般廃棄物処理手数料(本市が定期的に収集する一般廃棄物(ふん尿を除く。)及び粗大ごみに係るものに限る。)の徴収に関すること。
- (12) 公衆便所に関すること。
- (13) 移動便所に関すること。ただし、生活環境美化センターの所管に属するものを除く。
- (14) 所管自動車に係る自動車損害共済に関すること。
- (15) 美化推進等対策審議会に関すること。
- (16) まち美化事務所及び生活環境美化センターに関すること。
- (17) その他一般廃棄物の処理に関すること。ただし、循環企画課及び廃棄物指導課の所管に属するものを除く。

- (1) 産業廃棄物の処理対策に関すること。
- (2) 廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関すること。ただし、循環企画課の所管に属するものを除く。
- (3) 廃棄物処理業(浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬又は処分を業とするものを除く。)の許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 廃棄物処理施設(浄化槽を除く。)の許可、認可、届出、指導及び監督に関すること。
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による事務(特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関するものに限る。)に関すること。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律による事務に関すること。
- (7) 京都府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例による事務に関すること。
- (8) 産業廃棄物の不法投棄の監視及び取締りに関すること。
- (9) 一般廃棄物処理手数料(一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物をクリーンセンターに搬入するときの手数料で、徴収の時期等について特別の取扱いをするものに限る。)の徴収に関すること。

適正処理施設部

施設管理課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 埋立処分地の整備計画に関すること。
- (3) 局の事業に係る土地及び建物の取得並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。
- (4) クリーンセンター、埋立事業管理事務所及び魚アラルサイクルセンターに関すること。
- (5) 再資源化施設の運営管理に関すること。

施設整備課

- (1) 局の事業に係る施設の整備計画に関する事。ただし、施設管理課及び施設建設課の所管に属するものを除く。
- (2) 局の事業に係る施設の建設に関する事。ただし、施設建設課の所管に属するものを除く。
- (3) 局の事業に係る施設の建設に係る環境影響評価に関する事。
- (4) 一般廃棄物処理施設の機械及び電気装置並びに当該施設に付帯する設備の維持修繕に関する事。
- (5) 一般廃棄物の処分の作業計画に関する事。ただし、循環型社会推進部の所管に属するものを除く。
- (6) 焼却残灰及び再搬送ごみの運搬に関する事。
- (7) 廃棄物処理に係る調査及び技術的研究に関する事。
- (8) 廃棄物処理施設に係る環境調査に関する事。
- (9) 工事の設計、施行、監督及び検査に関する事。
- (10) 工事用材料等の現場検収に関する事。

施設建設課

- (1) 一般廃棄物処理施設の整備計画に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理施設の建設に関する事。
- (3) 工事の設計、施行、監督及び検査に関する事。
- (4) 工事用材料等の現場検収に関する事。

第8条の見出しを「(行財政局)」に改め、同条中「総務局」を「行財政局」に改め、同条総務部の款総務課の項第10号を次のように改める。

- (10) 事務用機器の導入の促進及び規格に関する事。

第8条総務部の款総務課の項中「総務課」を「総務課」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 市の紋章に関すること。

第8条総務部の款中「総務部」を「総務部」に改め、同款行政改革課の項を削り、同款文書課の項中「文書課」を「法制課」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号から第13号までを削り、第14号を第6号とし、第15号及び第16号を削り、第17号を第7号とし、第18号及び第19号を削り、同款輸送課の項中「輸送課」を「輸送課」に改め、同項の次に次の1項を加える。

総務事務センター準備課

- (1) 総務事務センターの設置に係る準備事務に関すること。
- (2) 財務会計システムの管理運営に関すること。
- (3) 単価契約物品集中購買制度に関すること。
- (4) 水道、ガス、電気及び電話の料金の支払に関すること。

第8条人事部の款人事課の項中第14号を削り、第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号を削り、第8号を第10号とし、同項第7号中「監察室」を「コンプライアンス推進室」に改め、同号を同項第9号とし、同項第2号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 組織の管理に関すること。
- (3) 事務引継に関すること。

第8条人事部の款中「人事部」を「人事部」に改め、同款人事課の項中「人事課」を「人事課」に改め、同項第15号を削り、同款給与課の項中「給与課」を「給与課」に改め、同款厚生課の項中「厚生課」を「厚生課」に改め、同条監察室の款及び国際化推進室の款を次のように改める。

人材活性化推進室

- (1) 人材の活性化に関する施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 行政運営の活性化に関する施策の企画及び調整に関すること。

- (3) 職員研修に関する調査, 研究, 連絡及び調整に関すること。
- (4) 職員研修の計画及び実施並びに支援に関すること。
- (5) 職員研修に関する他の任命権者との連絡及び調整に関すること。
- (6) コンプライアンス推進室の庶務に関すること。

コンプライアンス推進室

- (1) 職員の服務監察及び業務監察に関すること。
- (2) 地方自治法第243条の2の規定による職員の賠償責任に関すること。
- (3) 公益通報者保護法による事務の統轄に関すること。
- (4) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務の統轄に関すること。
- (5) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による事務の統轄に関する
こと。
- (6) 職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談及び指導に関すること。
- (7) 公正職務執行審議会に関すること。

第8条に次の2款を加える。

財政部

財政課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 予算管理の調査及び研究に関すること。
- (3) 財政の調査及び計画に関すること。
- (4) 予算の編成に関すること。
- (5) 予算執行の調整及び管理に関すること。
- (6) 予備費に関すること。
- (7) 地方交付税に関すること。
- (8) 市債及び借入金に関すること。
- (9) 基金管理事務の指導及び統轄に関すること。

- (10) 土地基金に関すること。
- (11) 財政事情の公表に関すること。
- (12) 広告事業の統轄に関すること。
- (13) ふるさと納税寄付金に関すること。
- (14) 行政運営の効率化及び適正化に関すること。
- (15) 公社等の設置、運営等に関する総合的な調整に関すること。
- (16) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「評価条例」という。）による事務事業の評価に関する事務の統轄及び評価条例による外郭団体の経営評価に関すること。
- (17) 外郭団体経営評価専門員に関すること。
- (18) 評価条例第11条第1項に規定する委員会（事務事業の評価に関するものに限る。）に関すること。
- (19) その他財務に関すること。

財産活用促進課

- (1) 公有財産の調査及び公有財産管理事務の統轄に関すること。
- (2) 公有財産の有効活用に関する企画及び立案に関すること。
- (3) 市有債権の処理に関する事務の統轄に関すること。
- (4) 不動産の鑑定及び評価の統轄に関すること。
- (5) 公舎管理事務の統轄に関すること。
- (6) 市有地利用計画及びこれに伴う調整に関すること。
- (7) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (8) 公共用地及び建物等の取得並びに地上物件の移転等に伴う補償に関すること。ただし、環境政策局、都市計画局及び建設局の所管に属するものを除く。
- (9) 公共用地及び建物等の取得価額並びに地上物件の移転等に伴う補償額の審査に関すること。

- (10) 国直轄土木事業の用地買収等に係る連絡及び協議に関すること。
- (11) 都市計画法第57条及び第67条による届出に関すること。
- (12) 公有地の拡大の推進に関する法律による事務に関すること。
- (13) 国土利用計画法による事務に関すること。ただし、総合企画局の所管に属するものを除く。
- (14) 租税特別措置法施行令による特定住宅用地の認定及び譲渡予定価額の審査に関すること。
- (15) 都市計画事業基金に関すること。
- (16) 不動産の交換に関すること。
- (17) 登記に関すること。ただし、都市計画局及び建設局の所管に属するものを除く。
- (18) 財産区に関すること。
- (19) 市有地及び財産区の境界明示及び測量に関すること。
- (20) 全国市有物件災害共済会に関すること。ただし、自動車損害共済に係るものを除く。
- (21) 不動産評価委員会及び土地利用審査会に関すること。
- (22) 土地開発公社に関すること。

契約課

- (1) 物件の売買契約及び貸借契約に関すること。
- (2) 工事その他の請負契約に関すること。
- (3) 物件の検収に関すること。
- (4) 契約の履行に関すること。
- (5) 寄付受納物品(歴史資料, 美術工芸品, 動物, 考古資料及び図書を除く。)の評価に関すること。
- (6) 契約に関する調査及び事務の指導に関すること。
- (7) 事務用品の規格に関すること。

- (8) 競争入札等運用委員会に関すること。

税務部

税制課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 税制の調査及び研究に関すること。
- (3) 市税制度の企画及び立案に関すること。
- (4) 市民税(普通徴収の方法により徴収するものに限る。)及び軽自動車税に係る徴収金の賦課事務の管理に関すること。
- (5) 税務に係る指導の統轄に関すること。
- (6) 税務職員の研修に関すること。
- (7) 所得譲与税, 地方道路譲与税, 石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に関すること。
- (8) 利子割交付金, 配当割交付金, 株式等譲渡所得割交付金, ゴルフ場利用税交付金, 特別地方消費税交付金, 自動車取得税交付金, 軽油引取税交付金及び地方消費税交付金に関すること。
- (9) 市税(区長に権限が委任されたものに限る。)に係る徴収金の納付状況の管理事務の統轄に関すること。
- (10) 市税に係る徴収金の予算資料及び決算資料の調製に関すること。
- (11) 納税意識の啓発及び高揚に関すること。
- (12) 税務統計に関すること。
- (13) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (14) その他税務に関すること。

法人税務課

- (1) 市民税(普通徴収の方法により徴収するものを除く。)及び事業所税に係る徴収金の賦課に関すること。

- (2) 市税に係る証明(市民税(普通徴収の方法により徴収するものを除く。))に関するものに限る。)に関する事。

資産税課

- (1) 固定資産税及び都市計画税に係る徴収金の賦課事務の管理に関する事。
- (2) 固定資産の評価基準に関する事。
- (3) 固定資産評価事務の企画及び指導に関する事。
- (4) 固定資産の調査、評価及び価格の決定に関する事。ただし、区長に権限が委任されたものを除く。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金並びに国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事。
- (6) 特別土地保有税に係る徴収金の賦課に関する事。
- (7) 固定資産評価の統計に関する事。
- (8) 固定資産評価員及び固定資産評価補助員に関する事。

収納対策課

- (1) 市税に係る徴収金の徴収の促進に関する事。
- (2) 市税に係る徴収金の滞納処分の指導及び実施に関する事。
- (3) 市税に係る徴収金の徴収事務の管理に関する事。
- (4) 市民税(普通徴収の方法により徴収するものに限る。), 固定資産税, 軽自動車税及び都市計画税に係る徴収金の徴収(京都市市税条例施行細則により市長が自ら執行するものに限る。)に関する事。
- (5) 市たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関する事。
- (6) 市民税(普通徴収の方法により徴収するものを除く。), 特別土地保有税及び事業所税に係る徴収金の徴収に関する事。
- (7) 市税(区長に権限が委任されたものを除く。)に係る徴収金の納付状況の管理に関する事。

(8) 市税に係る証明(特別土地保有税, 事業所税及び市たばこ税に関するものに限る。)に関する事。

(9) 会社更生法に関する事。

第9条を次のように改める。

(総合企画局)

第9条 総合企画局の事務分掌は, 次のとおりとする。

政策企画室

(1) 局の庶務に関する事。

(2) 区役所等との連絡及び調整に関する事。

(3) 市政の連絡に関する事。

(4) 基本構想及び基本計画に関する事。

(5) 国家戦略としての京都創生の実現に向けた取組に係る調査, 研究, 企画及び調整に関する事。

(6) 世界文化自由都市宣言の推進に係る連絡及び調整に関する事。

(7) 都市の活力を高める政策に関する調査, 研究及び企画に関する事。

(8) 国土形成計画, 近畿圏整備計画その他広域計画に係る連絡及び調整に関する事。

(9) 国土利用計画法による市町村計画に関する事。

(10) 広域連携に関する調査, 研究, 連絡及び調整に関する事。

(11) 地方分権の推進に関する調査, 企画, 連絡及び調整に関する事。

(12) 京都市長の資産等の公開に関する条例による事務に関する事。ただし, 情報化推進室の所管に属するものを除く。

(13) 評価条例による事務の統轄に関する事。

(14) 評価条例による政策の評価に関する事。

(15) 評価条例による施策の評価に関する事務の統轄に関する事。

(16) 評価条例第11条第1項に規定する委員会(政策及び施策の評価に関するものに

限る。)及び行政評価調査会議に関すること。

- (17) 都市関係会議に関すること。
- (18) 東京事務所に関すること。
- (19) 局内の他の室の主管に属しないこと。
- (20) 特命事項に関すること。

市長公室

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び交際に関すること。
- (3) 表彰及び各種待遇者に関すること。
- (4) 一般褒章に係る内申及び伝達に関すること。
- (5) 寄付受納、市長祝辞等及び賞状等の作成の指導に関すること。
- (6) 広報及び広聴の調査及び計画に関すること。
- (7) 広報事務及び広聴事務の連絡及び調整に関すること。
- (8) 市政の普及及び宣伝に関すること。
- (9) 報道機関との連絡に関すること。
- (10) 市民憲章の推進に関すること。
- (11) 市長への手紙制度に関すること。
- (12) 市政総合アンケートに関すること。
- (13) 市政情報総合案内コールセンターに関すること。
- (14) その他広報及び広聴に関すること。
- (15) 国の予算に係る要望に関すること。
- (16) 京都府との連絡及び調整に関すること。
- (17) 本市の重要な事務事業の進行管理に関すること。
- (18) 未来まちづくり戦略会議に関すること。
- (19) 特命事項に関すること。

市民協働政策推進室

- (1) 市民参加の促進に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 大学のまち京都その他の大学に係る施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 都心部小学校跡地の活用計画に関すること。
- (4) 市民参加推進会議に関すること。
- (5) 大学のまち交流センターに関すること。
- (6) 特命事項に関すること。

国際化推進室

- (1) 国際化の推進及び国際交流に関する調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 姉妹都市等との交流に関すること。
- (3) 国際的儀礼及び接遇に関すること。
- (4) 外国関係機関及び国際交流関係団体との連絡に関すること。
- (5) 国際交流に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 外国人留学生に関すること。
- (7) 世界歴史都市会議及び世界歴史都市連盟に関すること。
- (8) 国立京都国際会館の管理に関すること。
- (9) 京都迎賓館との連絡に関すること。
- (10) 国際交流会館に関すること。
- (11) 国際交流協会に関すること。

情報化推進室

- (1) 情報化の推進に関する調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (2) 情報システムの活用計画の調査、企画及び推進に関すること。
- (3) 情報システムの管理運営及び安全対策に関すること。
- (4) 文書管理の調査及び研究に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、集配、整理及び保存に関すること。
- (6) 公示に関すること。

- (7) 行政資料の収集、管理及び提供に関すること。
- (8) 統計調査の実施及び統轄に関すること。
- (9) 統計書その他統計資料の編集及び刊行に関すること。
- (10) 統計情報の高度利用に関すること。
- (11) 京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例による事務の統轄に関すること。
- (12) 京都市長の資産等の公開に関する条例による資産等報告書等の保存及び閲覧に関すること。
- (13) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による特定職員関係業者等対応届及び贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は報酬支払により受けた報酬の価額が1件につき20,000円を超えるものに限る。)の保存及び閲覧に関すること。
- (14) 情報公開審査会、情報公開制度運営審議会、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会に関すること。

第10条を削る。

第11条市民生活部の款地域づくり推進課の項第9号中「事務」を「公共的団体に対する助言、物品の支給その他の措置」に改め、同款サービス事業課の項を次のように改める。

サービス事業課

- (1) 局内の他の課及び他の局の事業の支援に関すること。
- (2) 道路、行政施設の美化等の住民サービスの提供に関すること。
- (3) 京都市違法駐車等防止条例による事務に関すること。ただし、地域づくり推進課の所管に属するものを除く。

第11条市民生活部の款人権文化推進課の項第3号を次のように改める。

- (3) コミュニティセンターの施設の活用及び管理に係る事務の統轄に関すること。

第11条を第10条とする。

第12条商工部の款経済企画課の項中「経済企画課」を「産業総務課」に改め、同

項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

産業政策課

- (1) 産業及び観光に関する調査、企画並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 雇用対策の推進に係る施策の連絡及び調整に関すること。
- (3) 企業の社会貢献責任に係る支援に関すること。
- (4) 中小企業に係る金融制度に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (5) 事業内職業訓練に関すること。
- (6) 信用保証協会に関すること。

第12条商工部の款中「商 工 部」を「商工部」に改め、同款産業振興課の項及び産学連携推進課の項を削り、同款の次に次の1款を加える。

産業振興室

- (1) 産業の振興に関すること。ただし、商工部及び農林振興室の所管に属するものを除く。
- (2) 産業科学技術の振興に関する企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 産業関係団体の指導及び助成に関すること。ただし、商工部及び農林振興室の所管に属するものを除く。
- (4) 中小企業の経営支援に関する調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (5) 新事業創出支援に関すること。
- (6) 産学公の連携の推進に関すること。
- (7) 産業(農林畜水産業を除く。)の立地対策に関すること。
- (8) 工場等集団化助成審議会に関すること。
- (9) 産業技術研究所に関すること。
- (10) 創業支援工場に関すること。
- (11) 中小企業支援センター及び高度技術研究所に関すること。

第12条観光部の款中「観 光 部」を「観光部」に改め、同条を第11条とする。

第13条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第24号中「，知的障害者通勤寮，心身障害児福祉会館」を削り，同条生活福祉部の款地域福祉課の項中第15号を削り，第16号を第15号とし，第17号を第16号とし，同条子育て支援部の款保育課の項中「保 育 課」を「保育課」に改め，同条を第12条とする。

第14条都市企画部の款都市総務課の項第14号を削り，同項第15号を同項第14号とし，同款都市計画課の項第2号中「調整」を「事務」に改め，同条建築指導部の款建築指導課の項中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とし，第7号を第6号とし，同項第8号中「事務」を「耐震改修計画の認定」に改め，同号ただし書を削り，同号を同項第7号とし，同項中第9号を第8号とし，第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ，第13号を第12号とし，同号の次に次の1号を加える。

(13) 高層建築物等に係る防災計画の作成指導に関すること。

第14条建築指導部の款建築指導課の項第14号を削り，同項第15号を同項第14号とし，同款建築審査課の項第2号ただし書を削り，同項第4号中「特殊建築物等」を「建築設備等」に改め，同項第7号中「，定期検査報告概要書」を削り，同項第8号中「完了検査，中間検査」を「確認，検査」に改め，同項第11号中「環境局」を「環境政策局」に改め，同款建築監察課の項を次のように改める。

建築安全推進課

- (1) 建築物の安全対策の推進に関すること。
- (2) 建築基準法による違反建築物等に対する措置に関すること。
- (3) 建築基準法による建築物の防災に関すること。
- (4) 建築基準法による特殊建築物等に係る定期報告に関すること。ただし，建築審査課の所管に属するものを除く。
- (5) 定期調査報告概要書の閲覧に関すること。
- (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による事務に関すること。ただし，建築指導課及び建築審査課の所管に属するものを除く。

(7) がけ地近接住宅移転事業に関すること。

第14条公共建築部の款整備支援課の項第3号中「環境局」を「環境政策局」に改め、同条住宅室の款中「住 宅 室」を「住宅室」に改め、同条を第13条とする。

第15条建設企画部の款建設企画課の項第4号中「環境局」を「環境政策局」に改め、同項第5号中「理財局」を「行財政局」に改め、同条土木管理部の款自転車政策課の項第9号中「駐車場公社」を「都市整備公社」に改め、同条道路建設部の款道路環境整備課の項第3号中「環境局」を「環境政策局」に改め、同条水と緑環境部の款緑政課の項中「緑 政 課」を「緑政課」に改め、同款緑地管理課の項第10号中「公園管理事務所及び宝が池公園事務所」を「みどり管理事務所」に改め、同款河川整備課の項第6号中「環境局」を「環境政策局」に改め、同条都市整備部の款市街地整備課の項第24号を削り、同条を第14条とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)